

保護者の皆さんへ

子どもが新型コロナウイルスの注射を打つときに  
保護者が一緒に行くことができない場合について

12歳から15歳の子どもが新型コロナウイルスの注射を打ってもらう時は、基本的に保護者(お父さんやお母さんなどの親の権利を持つ人)が一緒に行ってください。保護者がしかたない理由で一緒に行くことができない時は、注射を打ってもらう子どもの健康状態をよく知っている親族<=おじいさん、おばあさん、おじさん、おばさんなどの家族や親せき>などが一緒に行ってください。

ただし、保護者ではない親族などが一緒に来る時は、委任状<=親族などが保護者の代わりに、子どもと一緒にいることを、保護者が認める書類>が必要です。下に書いてある「新型コロナウイルス接種における同伴委任状<=(子どもが)新型コロナウイルスの注射を打つとき、(親族などが)保護者の代わりに子どもと一緒にいることを、保護者が認める書類>」に必要事項を書いてください。必要事項を書いた委任状は、子どもが新型コロナウイルスの注射を打ってもらうときに、接種医療機関<=注射を打ってもらう病院など>と一緒に持って行ってください。

子どもと一緒に住んでいる親族(おじいさんやおばあさんなど)が一緒に行くときも委任状が必要です。注意してください。

よっかいちし  
四日市市

新型コロナウイルス感染症対策室

切り離してください

(※「新型コロナウイルス接種における同伴委任状」に書いている内容は、次のページに書いているとおりです。)

新型コロナワクチン接種における同伴委任状

四日市市長

今回、子どもが新型コロナワクチンの注射を打つときに、私（保護者）は、しかたない理由で、子どもと一緒にいくことができません。だから、注射を打ってもらった子どものいつもの健康状態をよく知っている親族などに、私の代わりに一緒にいってもらいます。

私と代理人（私（保護者）の代わりに、子どもと一緒にワクチンの注射に行ってもらった親族など）は、新型コロナワクチンの注射の説明書を読み、説明書を読んで、ワクチンの注射の効果や副作用（急におこるワクチンの悪い影響）、健康被害（健康に関係のある問題。病気になったり、体に障害が残ったりすること）などについて理解しました。だから、代理人が私（保護者）の代わりに子どもと一緒にいくことを了解し、私も代理人が子どもと一緒にワクチンの注射に行くことを了解しているので、この書類（委任状）を提出します。

また、この書類（委任状）が四日市市に提出されることを了解します。

令和 年 月 日

委任者（保護者の名前） \_\_\_\_\_ (印)

住所（住んでいる所） \_\_\_\_\_

注射を打つ人（子どもの名前） \_\_\_\_\_

代理人（注射を打つ子どもと一緒にいく人） \_\_\_\_\_ (印)

注射を打ってもらった子どもとの関係（ \_\_\_\_\_ ）

住所（住んでいる所） \_\_\_\_\_

※代理人（保護者の代わりに一緒にいく人）は、できるだけ注射を打ってもらった子どもと一緒に住んでいる人で、その子どものいつもの健康状態をよく知っている人、その日に新型コロナワクチンの注射を打っても大丈夫かどうかを判断することができる人にしてください。

代理人の欄は、代理人本人が書いてください。